

民生福祉常任委員会記録

令和2年12月10日

【開催日】 令和2年12月10日

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時15分

【出席委員】

委員長	大井 淳一朗	副委員長	水津 治
委員	河崎 平男	委員	杉本 保喜
委員	松尾 数則	委員	矢田 松夫
委員	吉永 美子		

【欠席委員】 なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰		
----	------	--	--

【執行部出席者】 なし

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	事務局主査	島津 克則
------	-------	-------	-------

【付議事項】

- 1 請願第1号 年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願
- 2 請願第2号 高泊地区における保育所の確保についての請願書
- 3 閉会中の継続調査事項

午前10時 開会

大井淳一朗委員長 ただいまより民生福祉常任委員会を開会します。お手元にあります審査内容に従って進めますので、委員会運営に御協力のほどよろしく申し上げます。まず、請願第1号、年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願についてです。この点につきましては、令和2年12月2日に参考人の方をお呼びして、御意見をお伺いしたところです。今日はその御意見を踏まえて、この請願の取扱いについて皆さんと協議したいと思っております。一応、県内の状況を口頭で申し上げますと、山口県では、市町を合わせて19自治体がありまして、最近の状況を見ますと、平成29年に下関市議会、平成28年に宇部市議会に同様の請願が出されておりますが、いずれも不採択となっている状況

です。そのほか特に採択というか、意見書が提出されたというものは見付かりませんでした。現在、県内では採択されたのはゼロということです。27億という、つまり、2か月から1か月になったら27億という数字の根拠は難しいところですが、恐らく、振込に掛かる10円に受給者数を掛けた数に、6か月分余計に増えますので、それを掛けたのが大体27億程度ではないかということと考えます。それを踏まえて確認したいのは、市に聞いたところ、市は年金の支給の事務は取り扱っていない。あくまでも相談の窓口にとどまっているということを確認したところでした。それから、同様に、年金を2か月から1か月にしてほしいという要望があるのかというものについては、そのような要望とか相談はないということでした。これが先日までの状況と、その後、分かる範囲で調べた状況です。皆さんのほうで、この請願の取扱いをどうするのかについて、意見を聞きたいと思います。皆さんのほうで、もし何かこれについてはこうすべきだとか、ちょっとこの点はどうなっているか協議したいというのがあれば、御意見をお伺いしたいと思います。

松尾数則委員　ちょっと委員長に確認を取りたいんですけど、下関と宇部市で提案が出たという話ですが、内容は基本的には同じような内容だったんでしょうか。

大井淳一郎委員長　私が見る限りでは、年金の毎月支給への改善に関する意見書提出を求める請願書ということでした。それのみです。過去には、年金の増額とか、そのほかの改善を求めるものであったんですが、なかなか全て通るのは難しいということで、毎月支給に絞って、同様の請願が出されているようです。参考人の生活の実情という話は、大変切実なものであるということは共通の理解かと思います。2か月分お金をもらって、それを管理していくことができればいいんですけども、いろいろな突発的なことがあったりして、お金を先に使ってしまって、支給日の直前は大変苦しいんだということも言われました。その辺の実情というのは皆さんもお伺いしたところでした。それを受けて、私たちが意見書を提出すべきかということですが、先ほども申し上げましたように、事務費の27億という数字が必ずしも全てではないんですが、掛かると。これがひいては現役世代の負担にもつながるといえるかと思えます。ですから、なかなか慎重になっているのが他市の状況ですが、いかがでしょうか。

水津治副委員長 毎月支給になると経費が発生すると、それが現役世代、保険料を納めている世代にも影響があるということもありましたが、私は年金の受給者のほうの年金額にも影響があるんじゃないかなど。今の27億という数字は公的年金、厚労省が管轄している数字ですので、ほかの共済組合とか、各種年金を総合すると、まだまだ大きな数字になると思うんですね。私が言いたいのは年金の支給額に影響も及ぼす可能性もあるかなという思いをしております。

大井淳一郎委員長 副委員長のほうから、年金の支給を1か月にすると、そのような経費が発生するという事なんですが、経費の負担に対して絞って皆さんのお考えを聞きたいと思います。それは事実ではあるかと思えます。参考人の中には、ほかに無駄なお金があるんじゃないかということも言われましたが、それを回せばいいんじゃないかということもありましたが、いかがでしょうか。方法とすれば採択、不採択、それから趣旨採択ということもあるかと思えます。採択をすれば、意見書提出という話にもなりますし、趣旨採択で意見書を出すというのはないと思うので、趣旨採択や不採択であれば、意見書の提出までには至らないだろうということになるかと思えます。いかがですか。

松尾数則委員 非常に悩ましい問題で、例えば前回いろいろ話を聞きました。非常に苦しんでいる方もいらっしゃる。ちょっと周りを見ても、2か月が1か月になったらどうだと近所の人に聞いても、それはそのほうがありがたいけど、特別にすぐにしてもらいたいということ、大きな要望は基本的になかった。僕の周りにはなかったんです。実際こういうことで困っていらっしゃる方がいるなら、趣旨採択ということでどうかなという気はしています。

河崎平男委員 実際、我々も含めて、全ての生活様式が月単位で生活されておりますし、毎月支給という改善に関する意見書は妥当と考えますが、趣旨採択でいいんじゃないかというふうに考えます。

大井淳一郎委員長 二人の委員から請願の趣旨、特に生活の実態とか、大変な状況というのは理解できるけれども、意見書の提出までは至らないんじゃないかという意味で趣旨採択という御意見を頂きました。

矢田松夫委員 27億という支出がどのように年金受給者に跳ね返るのかという実態がまだ分かってないんです。憶測で言うと、それほどの事務的な負担が掛かるからという金額が出て、2か月だったら掛からないんだという説明もありました。請願者から食事を控えたり、旅行を控えたり、あるいは本を買うことを控えるという切実な訴えがありました。だけど、全国で880ある市の中で66市が請願を可決したという状況の中で見ると、圧倒的に市民代表である議会の中では、それほど2か月に1か月に1回という必要性を感じなかったという結果が、66市に表れているんじゃないかと私はそういうふうに思います。ですから、2か月に1回ということについては、全国的あるいは我が市においても、そんなに切実な問題ではないし、もう既に市民の皆さん方は2か月に1回という生活に慣れているというような状況の中で、あえて2か月に1か月に1回にしなければならないという緊急性、緊迫性はないんじゃないかと私は思っているところです。皆さん方の気持ちは分かるけれど、気持ちは分かるけれど、意見書は提出しないという趣旨採択。気持ちは分かるけれど意見書を提出するまでにはいかないという結論よりは、僕はあっさり否決か可決かというふうにするならば、私はもう現状のままでいいんじゃないか。2か月に1回という生活スタイルに慣れているから、私はこのままでいいんじゃないかということなんです。

吉永美子委員 ほんとに先日お聞きして、生活というところでは毎日のことなので、食費が一番掛かるんですとおっしゃっていた。切実なお声を頂いて、ほんとに年金生活になってくれば、それまで現役で働いておられたときに比較して、生活がきつくなっていくというのが、頭で分かっていたんですが、本当に実感をさせていただいています。悩ましいところですけども、私自身も2か月だけど、毎月あったらいいよねという声を、これまで受けたことがなくて、そういうふうな思いでおられる方々が、1か月にしてほしいと思われる方々がおられたということ自体がよく分かっていなかったということは思ったところです。先ほどから話がありますように27億円というところ、ただ、委員長が言われましたように根拠が難しいと。私も探りました。出てきません。ほんとにこれまでの国会での議論とか、そういうのも調べさせていただいたりしていますが、なかなか現実に2か月に1か月にというところの議論に入っていくのが本当に難しいんだなあということを実感しているところです。現状、そ

して先ほどから話がありますように負担が掛かる。誰に負担が入っていくのかというところを慎重に考えないといけないということは思っています。今回出てきたことで、即1か月にすべきだということまで動くという根拠が出てきません。現状の中で、私たちがこれから議会活動するときにおいて、この意見書が出てきたことを一つの契機として、これから、国の動き、県内の動きに注視をしていくということに目を向けさせていただいた大きなきっかけになったことは実感しております。この意見書の採択までは踏み切れないというところの思いです。

杉本保喜委員　今回、請願を受けて、実際厳しい段階の中にあるという方たちがいるということも改めて認識をしましたがけれども、今回請願を出された団体さん、同じ団体がほかの場所で、大阪府なんですけど、ここでも29年12月に、同じような内容です。正に苦しい状況にあるという請願を受けて、聞き取りをやっているんですけども、このときに代表の方が厚生労働省と交渉して、その結果の話をされておりました。先ほどから27億6,000万円という金額が出たんですけども、これも受給者1件について10円の手数料を支払う。4,600万件あるので、1回につき4億6,000万円。6回で27億6,000万円になる。手数料については厚生労働省の負担ではなくて、日銀内部の国庫金を使うということが分かりましたということで、厚労省からこのような話をこの方は受けているわけです。状況としては、請願を出されたこの方たちは、この辺りもしっかり理解されているというふうに解釈できます。そういうように金額が一月ごとにすると、お金が掛かるという現状認識をした上で、今の環境を見ますと、若者の年金離れということがちまたで言われています。これから年金を維持することについて非常に厳しい環境になっていくということは否めないところなんですよね。そういう中であって、これを採択しても、現実問題として難しいだろうなというふうに思います。とはいえ、こういう環境の中におられる方がいるということを知ると、やはり、気持ちは分かる。しかし、状況を見て我々も勉強して、言うべき機会があればしっかり言っていくというような気持ちを持ったときに、私は、趣旨は理解したということで、趣旨採択が妥当ではないかなと思います。

大井淳一郎委員長　御意見をお伺いしました。採択はなかなか難しいという点では大方一致しているんですけど、問題は採択を趣旨採択とするのか、そ

れとも、曖昧なんで採択だという意見も出ました。参考までに副委員長の意見があればどうぞ。

水津治副委員長 参考人から、特に計画的にはしている。そのためにのけている。その中で、けがとか事故とかで急に出費が出たときに予定が狂ってくるということが印象にすごく残っているんですが、こういった問題は年金受給者に限らず、誰にもあることかなあというふうに思うと、本当に大変なんだろうが、年金だけではないという解釈を私は考えております。今回、事情は分かるんですが、私は不採択という考え方を持っております。

大井淳一朗委員長 趣旨採択と不採択という意見が出ておりますが、どうしましょう。趣旨採択をしても、不採択にしても、意見書は出さないという点では一緒なんですけれども、議会の意思として、大きくは異ならないかもしれませんが、不採択ということは、議会から今後は動くことはないだろうということになります。趣旨採択であれば、今後の状況を見て、例えば国民的な議論として、他市も足並みをそろえる形で、本市議会もこういう請願が新たに出なくてもできるという点では違うのかなと思っております。いかがですか。趣旨採択と不採択ということで、できれば、意見を委員会で一致させたいなという思いはありますけれども、議案ですのではっきりやってもいいんですが、その前に、あらかじめ皆さん意見を言われたところで、委員会として、なるべく一致できればしたいと思うんです。いかがですかね。矢田委員は、皆さん趣旨採択という意見もある一方で、副委員長は不採択なんですけど、趣旨採択というお考えは特にないということですか。

矢田松夫委員 気持ちはさっき言ったように、生活は1か月単位で、そういう生活スタイルがあるし、年金も1か月でもらったら、その中で1か月単位の年金の使用になると、これは理解できるんですね。2か月になったのが何年かね。もうずっと2か月に1度の生活スタイルになっているから、今さら変える必要はないんじゃないかという声は、全国で880ある中で、66の市議会は採択したけれど、圧倒的多数の議会では、その必要性を市民代表である議会が認めなかったという事実も、現実に全国的にあるんだと。右に倣えではなくて、そういう数字を見た上で、私はそういう意味では、現状でいいんじゃないかという考えです。ですから

否決じゃないですけど、2か月に一遍の年金支給でいいんじゃないかという結論なんです。

大井淳一郎委員長 趣旨採択した上で意見書を出さないということも賛同はできるということですね。

矢田松夫委員 ただ、趣旨採択そのものが、実効性がないわけよね。気持ちは分かるけど、請願者の目的は果たせませんよということですから。だからはっきり議会が、この委員会が出すのか出さないのかというところなんですよ。少し行ったり来たり、男か女か分からんようなことではいけんし、こうならこうだと、やっぱり委員会の中で決められたほうが、次の場合は、一旦請願を不採択にした場合は、もう再び出せないというのがあるから、逆に違った意味で年金の山口県支部の皆さん方が、違った意味で、私はもう1回請願出されたほうが、ちょっと中身を変えたら、委員会なり議会の中で、採択する方法だってあると思うけど、ただ、2か月を1か月にしろということについては駄目だという僕の気持ちがあります。それを今度違った方向で出すのは結構ですからと私は思います。

大井淳一郎委員長 矢田委員のそのような御意見です。意見書の提出はなかなか現状では難しいんじゃないかということがあります。趣旨は酌み取ることでもあるという意見がある一方で、なかなか趣旨採択というのは、ちょっと曖昧ではないかというか、分かりやすいことからすれば、白か黒かというわけではないんですけど、そういうことも考えられるかと思えます。いかがですか、矢田さんの今の御意見を聞いて、趣旨採択という考えもあるわけですが。

杉本保喜委員 矢田委員の言われることも確かに道理がありますし、分かります。しかし、今回は不採択。次に出たら検討しますと。これも一つの手ではあるんですけど、私としては、出された人たちの気持ち、環境を考えたときに、不採択にするのは、あまりにも現実を承知した中でどうなんだろう。不採択というのは、出されたことはもう却下ということになるわけですね。ただ、そういう環境にある方たちを見たときに、やはりここはひとつ、気持ちをしっかり酌んでおく必要があるんじゃないかという思いがあります。したがって、趣旨採択が妥当ではないかなというふうに考えています。

矢田松夫委員 趣旨採択というのは、はっきり言えば、どうでもいいという言い方なんです。本当に年金受給者の生活困窮者のことを考えるならば、数字上の2か月に1回という視点ではなくて、生活全体の、例えば生活保護費を含めて、あるいは国保も含めて、全体のことを考えるのが民生福祉常任委員会の責務だと思うんですよ。ですから、今回の件については趣旨採択、僕もそっちのほうがいいかもしれん。しかし、それでは、せっかく出された年金支部の方にかえって失礼だと思うんですよ。議会が、委員会がもう駄目なら駄目と、しかし駄目だけど、私たちにはほかにも責務がありますよと。この2か月に1回という数字以外にも、それはしっかり今度しますという約束を、今後の議論で積み重ねていくというふうに私は思います。一番楽なのは趣旨採択が一番いいです。この委員会の中で一番いい。ただ、そういうふうにならないでしょう、僕らの仕事としてはと思います。

河崎平男委員 今までも議会として、不採択、採択、趣旨採択という形式を取っております。趣旨採択もありますので、皆さんよく考えていただきたいというふうに考えます。

大井淳一郎委員長 矢田委員の意見は首尾一貫というか、すごく分かりやすい御意見だとは思いますが、なかなか完全に否定してしまうと、この人たちの意見は全く受け入れられないというのは、なかなかできない場合もあるということで、過去にも趣旨採択という手法も取ってきました。

吉永美子委員 全日本年金者組合さんが多分全国的に出されてきたと思うんですね。手法として趣旨採択をした市町があるのでしょうか。

大井淳一郎委員長 私の持っている数字では分からないんですけども、これについてはたしか趣旨採択があるという実態はあると聞いております。同じように、気持ちは分かるけれども意見書の提出までには至らないというところもあると聞いています。

吉永美子委員 少し時間を頂けますか。

大井淳一郎委員長 ここで換気も含めて暫時休憩したいと思います。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。今、採択ではなくて趣旨採択と不採択取扱いについて意見が出ておりますが、議案ですので多数決は簡単なんです、取りあえず、ほかの皆さん意見があれば聞きたいと思えます。副委員長は不採択という意見ですが、趣旨採択という意見もあるんですが、両方聞いていかがですか。何かお考えがあれば。

水津治副委員長 矢田委員から全国の状況はどうかという話から若干説明がありました。以前、島津書記から年金の支給に関しては、毎月支給という一本の意見書と年金制度も一緒に改善してほしいという意見書があるとのことでした。全国のデータの中に、どの割合であるかというのは分かりませんが、毎月支給という一本での意見書という数字がどれだけ占めているかということ考えたときに、まだ下回ってくるかなあということから、この請願は毎月支給という一本の請願からすると、例えば、貧困対策なり、年金額を上げるという制度を含めた請願ではないということから、判断をすべきじゃないかなというふうに思っております。

大井淳一郎委員長 ほかに意見がもしあれば。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）これは諮り方が難しいんですが、採択、不採択だけではないというお考えもあります。本来であれば採択か不採択かということで、賛成多数、少数ということなんです、趣旨採択という意見が出ております。諮り方とすれば趣旨採択をお諮りします。それで判断したいと思えますがよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと待ってください。勝手なこと言っではいけないので、諮り方について精査したいと思えますので、もう一度、暫時休憩をしたいと思えます。

午前10時45分 休憩

午前10時50分 再開

大井淳一郎委員長 それでは委員会を再開します。先ほどは失礼しました。まず、皆さんの御意見を聞きましたので、今から討論をするかどうかを諮ります。討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは採決に入ります。まず、委員会の中におきまして、趣旨採択とすべきではないかという委員からの発言がありましたので、趣旨採択についてお諮りをしたいと思います。これについて異議はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。それでは今から、この請願について趣旨採択をすべきかどうかについてお諮りをしたいと思います。それでは採決に入ります。請願第1号、年金の毎月支給への改善に関する意見書の提出を求める請願について、趣旨採択に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 賛成多数で趣旨採択すべきものと決しました。以上で請願第1号については終わります。続きまして請願第2号、高泊地区における保育所の確保についての請願書についてです。これにつきましても12月2日の午後に請願者から意見をお伺いしたところです。それから、一般質問におきまして、この点について取り上げられた議員もいらっしゃいましたので、その一般質問の状況も踏まえて、皆さんからの御意見をお伺いしたいと思います。確認ですけれども、この請願について、市の立場についても確認をしております。一般質問も含めて聞きますと、公設民営も含めて、市とすれば公立の保育所を建てる、あるいは公設民営の手法は考えていない。ただし、民間からの動きがあれば、それには対応したい。補助金申請とか、諸々の手続について確認したいという話でした。これについて皆さんの御意見をお伺いしたいと思います。

河崎平男委員 高泊地区における保育所の確保についてのことですが、これは地域住民の要望であり、子育て世代の施策について必要であります。よってこの請願については、私としては賛成ということで考えを申し上げたところです。

矢田松夫委員 私は基本的には継続扱いということにしていきたい。その理由の一つは、この前の執行部の話聞くと、一応170名であるが、再編計画の中で増やすという修正、西福寺保育園がなくなるという事態を

受けて、再編計画の見直しすると執行部が回答しております。二つ目は、継続するがために新たな経営者を見つける努力をしているという二つの大きな流れが継続してありますので、今後その推移を見届けるという意味では、継続審議をしていったほうがいいんじゃないか。早急に結論を出すべきではないということです。

大井淳一郎委員長 採択すべきであるという意見と継続審査すべきではないかということですが、ほかに意見があれば。

杉本保喜委員 私も矢田委員の意見に賛成します。民生福祉がしっかり推移を見ながらやっていく。この高泊地区の住みやすい環境づくりという中で見たときに、それに対する支援というか、意見がしっかり出せるような環境づくりをやっていく必要があると私は思います。したがって、継続しながら、これを見ていくということが大切ではないかなと思います。

吉永美子委員 私は請願を継続することと、うちの委員会で、これからの保育の在り方というか、その辺は分けて考えていいのではないかなと思っています。これはあくまでも、保護者等から嘆願というか、そういった形で市にも署名を付けて出しておられます。そういう意味では切実なところで、高泊地区で保育所を確保してほしいという声というところでは、この請願は、私は受けるという形はやってもいい。民生福祉が調査をしていくこととは別の問題として考えていいというふうに思っています。

大井淳一郎委員長 継続するにしても、調査といっても、何を調査するかということもあるかと思うんですね。民間の動きを調査するって。（発言する者あり）吉永委員の意見に言っているわけではないですよ。

吉永美子委員 このことについてとかじゃなくて、現実あるわけですから、それを執行部としてはいろんなことを考えているじゃないですか。だから、私じゃなくて、公として何をするかということ調査していくということとして、そうしたら公のほうが、実は私立が出てきまして、こうなりましたとかという報告を受けていく。そういう意味で調査をしていくと申し上げたところです。

松尾数則委員 全体的に今回の請願は悩ましいのが多いです。正直言って、高

泊の方は非常に困っていらっしゃると思うし、急にこういう話ですから。ただ、あと1年は今の方が持続してやられるという話でしたから、例えば、請願を受けるにしても、継続にしても、高泊にお住まいになっている方にとって、本当に役に立つのか。何が役に立つのかというのは個人的に非常に悩んでいるところなんです。今回、公のほうでいろいろ今後のことを考えてやっていきたいというのは、あくまでも高泊の保育所は私立保育所なんですよね。それを踏まえて何か、全体的な保育所の在り方として、例えば学校単位なんかで考えていくと市のほうは言っていますから、言っているにしても、すぐに対応できるという状況ではないし、これから建てようとしている日の出のほうでも、すぐ対応できる状況では絶対ないような気がしますよね。この請願をもし受けたとしたら、高泊の保育所は持続できるか。100%持続できるというような現状ではないわけですよね。そういうのを承知して、請願を受けるという、私も請願書を受けて承認したいと思っていますけど、受けて、これから議員としてどうしていけばいいのかというのは非常に悩んでいる。ただ、一人の議員として、高泊保育所の確保について、こういった請願が出ている。議員としては請願を承認していくしかないなと思っています。

大井淳一郎委員長　今回、請願について結論を出す、出さないにしても、今後、市の動きというか、状況というか、この地区において申請状況がどうなっているのかとか、もしあった場合にちゃんと円滑に手続とかが進んでいくのか、もしなかった場合に、本当にどうしていくのかということは、私たちは所管事務調査という形ではできますけれども、この請願について継続した上で、この請願の審査についてやるのか、それとも、採択なりの結論出して、その上で議会が後押したことを前提に、今後の状況について見ていくのかという考え方もあると思うんです。ほかの委員の意見も聞きましょう。

水津治副委員長　請願と地域の保育所のことは、別な形で委員会としたら進んでいくべきと思います。まず、この請願の趣旨です。保育所の新設を含め保育所の確保を要望しますということに対して答えを出すべきであって、それから後については、委員会の審査で進めていくという進め方のほうが私はいいんじゃないかと思います。

大井淳一郎委員長　矢田委員は継続と最初言われましたけれども、引き続き、

このことについては私たちの権限でもありますので、権限を超えてはいけません、その範囲内で調査はできると思うんですけども、いかがですか。

矢田松夫委員 この請願書を見たら分かるように、まず一つが保育所の新設と、それから二つ目は保育所の確保と、この二つが大きな狙いなわけね、今回の請願は。この請願が通ったとき、保育所の新設を高泊地区に求めるのか。二つ目が、今のを残していくと、確保だからね。この二つを追い求めるということになるわけよ。しかし、これについてはいずれも執行部は、保育所の新設は駄目だと。保育所の確保も無理だと。しかしながら、最初に言ったように、児童の受入れをしますと、それから職員の雇用についても守りますと。その二つを向こうが言っているんだから、私はその回答を良とする。そして、先ほど言ったように、まだ分からんことがいっぱいあるわけだから継続と。分からんことは、新たな経営者が見付かるかもしれんということも予想されるというかね、早急に結論を出すことはないと思う。北部にできる新しい公立の保育所については充足率が84%で、できても、待機児童は出るという予想の中で建てるんだけど、今回新たに西福寺の保育園が廃止されたら、廃園されたら、新たにそれも受け入れますよと、全部じゃないけど、そういう案も出しているわけだから、修正するというんだから、それをこの委員会の中で追い求めるというか、路頭に迷うなど、職員も子どもたちも。それを調査するのが本来の委員会じゃないかね。保育所の新設を求めるということでやっていくんかね。そういうことになっているんだから。保育所の確保は個人経営だから、私立だから、経営者を見付けられない限り、無理なんじゃないか。今その努力しよるんよね。違うんかね。この前の委員会の議事録を見たら。

大井淳一郎委員長 もちろん経営者の動きとかいうことの詳細なことは、当然、言わなかったですけども、私たち議会としてできることは、この請願について、私も確認をしたんですけども、請願者のほうも必ずしも公立保育所にこだわっているわけではない。できれば、後継者が見付かればいいんだけども、それが無理でも、青空教室でもいいので、この地区において保育環境ができれば、それに超したことはないという回答だったです。一応その願意を確認した上で、私たち議会として、この保育所の新設というのは必ずしも公立保育所に限ったものではないというこ

となんです。この請願を採択したらもう終わりではなくて、矢田委員も継続的に調査すべきではないかというのは、それはもつともで、今後の状況については、議会とすればやっていく必要があるという点では一致しているんです。問題は手法として、この請願をそのまま継続して、この請願に基づいて調査するのか。あるいは、この請願は決着をつけて、今後は、もちろん高泊地区も含めた保育環境の整備、大変な状況、特に小野田北部地域においては待機児童が多いという藤岡議員の一般質問でも、待機児童が増えていくんじゃないかという切実な質問もありましたので、そういったことも踏まえて、私たちの議会として引き続きやっていくべきではないかなという考えもあると思うんです。この請願を継続するのか、あるいは、この請願ははっきり結論出して、今後も所管事務調査としてやっていくのかの違いだと思うんですよね。いかがですか。

吉永美子委員 先ほどから申し上げていますように、これから私たちが継続して調査をすることと、この請願書を継続することは別だと思えます。ですので、この請願書については採択なのか、不採択なのか、趣旨採択なのかということで、今日結論を出したほうがいいと思えます。それこそ文言にこだわっていくと保育所の新設も含め高泊地区にというところで、そういうところのことでちょっと引っ掛かるところがあれば、正に先ほどのように趣旨採択という考え方があっていいんじゃないでしょうか。

杉本保喜委員 継続という意味合いなんですけれど、矢田委員が言われること、それから吉永委員が言われることも、正に活動としては同じだと思えます。しっかり流れを見ていき、意見を言い、いい方向に持っていくというのは同じだと思うんですよ。そうすると、これはもうほぼ採択の中に入ってくるんじゃないかと思うんですけれど、採択してしまっただけからどうするのというのは、内容は同じだと思うんですよね、やっていくことは。だから、そういうところからいくと、趣旨採択になるのかなというような結果になるんですけれど、趣旨採択というのは矢田委員が前回言ったように、中途半端だと。どちらかだろうという意見になると、採択になるだろうなというような私の気持ちです。

矢田松夫委員 請願というのは、委員会として、議会として、採択したら責任を持たないといけんわけよね。やればいいというもんじゃないわけね。何でもかんでも手を挙げればいいというわけでもないし。その責任を今

回してみると、高泊地区に子どもを預ける場所を確保しなさいよと、それは分かるんやけど、全て後継者が決まれば確保できるわけ。今はそこが一番ネックになっているんだから、それについて努力しているし、それは少し待ってもいいんじゃないかということなんです。早急に結論を出すことはないんじゃないかと。私はそこを言いたいんです。

大井淳一郎委員長 後継者が見つかるまで、これについて意見を出せないというのもどうなんですかね。経営者が見つからなかったら不採択で、見つかったら採択というのも、ちょっとそれは違うよね。いかがですか。

松尾数則委員 私は小さい頃から、あの保育所をよく知っているんですけど、高泊地区で、あの保育所が継続して、あの場所でやってもらえるのが一番僕はいいと思います。これがなかなかできないんで、こういう事態が起きたんですけど、僕の場合はここで請願書をオーケーして、受託して、これからあの地区で更に後をやっただけの人を探すようにする。これが僕は一番ベターじゃないかという気がしています。可能か不可能かは分かりませんが。

大井淳一郎委員長 矢田委員の言われるように、請願を採択、不採択にしても責任というのは当然伴うわけですが、実際に実現できるかどうかというのは分からないことでもありますので、実現できなかつたら、議会が何か責任を持たなくてはいけないのかというのは違うと思うんですよ。何人かの委員が言われるように、高泊地区の保育環境の整備について、議会が後押しするということは必要ではないかということの意見も何人か出たわけですよ。矢田委員、そのことに異論はないよね。

矢田松夫委員 僕は請願を採択する趣旨は分かります。私が言うのは、請願した後の議員の責務、これは重大ですよ。何でもかんでもイエスマンではいけませんよという警鐘の意味だから、僕は採択でもいいんですよ。だけど、未知数のことがあるから、ただ、それだけなんです。

大井淳一郎委員長 未知数なことについては、多分、所管事務調査等ができると思うんですよ。これでもう全て終わりではないと思うので、それでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）なるべく、継続しないでいきたいと思います。趣旨採択と吉永委員は言われたけど、趣旨採択はあ

くまでも手法であって、吉永委員の意図は趣旨採択ではないですよ。御意見をお願いします。

吉永美子委員 先ほど継続という話とかが出ていて、折り合いを付けるのであれば、趣旨採択でしょうかと言っているだけです。趣旨採択したらとは言っていない。

大井淳一郎委員長 一応確認しておかないといけないですから。ということで、趣旨採択すべきであるという意見は出ておりません。矢田委員も継続的に調査をしていくべきであるということで、請願に対して結論を出すのであれば、しっかり責任を持ってやってほしいという意味で言われたということです。今回は請願の採択について諮りたいと思います。それでは審査のほうは以上としまして、討論はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）討論なしと認めます。それでは請願第2号、高泊地区における保育所の確保についての請願書について、採択すべきであると考え委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

大井淳一郎委員長 全員賛成で採択すべきものと決しました。先ほど皆さんが言われているように、このことについては引き続き所管事務調査なりでしっかりと注視していこうと思っておりますので、皆さんの御協力をよろしくお願いします。それでは審査内容2番は以上とします。それでは閉会中の調査事項についてです。お手元にあります、先ほどの高泊地区の件に関しては、保育所に関することということで調査事項入っております。すぐにやることはないかもしれませんが、入っているので問題ないかと思えます。そのほか皆さんのほうで、これは入れたほうがいいのか、これについてはもういいのではないかというのがあれば、意見として伺います。よろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）閉会中の調査事項は、お手元にあります資料のとおりとします。それでは以上をもちまして、本日の民生福祉常任委員会を閉じます。

午前 11時15分 散会

令和2年12月10日

民生福祉常任委員長 大井 淳一郎